

特集にあたって

我が国では、2011年3月11日に東日本大震災が発生し、巨大地震とこれに起因した巨大津波により、広範囲にわたる破壊並びに原子力発電所事故及び放射能汚染等に見舞われた。1年経った今も大災害の爪痕は生々しく、放射能の危険にさらされ、我が国はその復興の途上にある。原子力災害に関しては、折しも、震災の前年、『外国の立法』において「原子力の利用と安全性」をテーマとした特集を組んだばかりのところであった(244号, 2010.6)。

大災害は、世界各地でしばしば発生している。自然災害では、スマトラ沖地震及びインド洋大津波(2004年)、米国のハリケーン・カトリナ(2005年)、中国の四川大地震(2008年)、タイの大洪水(2011年)等々、その種類も、地震、洪水、台風、竜巻、火山噴火、大寒波、山火事等々と様々であるが、それら災害の規模や影響は、その国の置かれた環境によって、また、都市においては、その建造物の建築様式や密集度、あるいは産業の態様などによって異なる。そして、人為的なものでは、国家間や内乱における武力行使等のみならず、チェルノブイリ原発事故(1986年)や米国の9.11同時多発テロ(2001年)等が挙げられる。

国家は、緊急事態に臨んで、国家の存立、国民の安全や生活の確保等のために、平常時とは異なる権力を行使することがある。しかし、その方法や、その対象とする緊急事態の範囲、すなわち、武力行使から災害対策などの範囲については、国により異なるところも多い。本号においては、国家の緊急事態の中でも、特に大規模な自然災害を中心とした「大規模災害対策法制」に焦点を当てて特集を組むこととした。

『外国の立法』では、かつて「災害緊急対応体制」をテーマとして1995年7月に特集を組んだことがある(341・2号)。また、調査及び立法考査局の他の刊行物としては、2003年6月に総合調査報告書『主要国における緊急事態への対処』(調査資料2003-1)があるが、その第IV章で本特集のテーマとした「自然災害と緊急時対応」をとりあげている。

最初の特集からは既に17年近く経過しており、内容も刷新すべきところであることから、本特集においては、改めて、さまざまな国の中央政府や地方自治体が、大規模な自然災害が発生する緊急事態においてどのような体制をとっているかを紹介する。とはいえ、網羅的な調査は困難でもあり、本号では、アメリカ、英連邦諸国、フランス、ドイツ、ロシア、韓国、中国及びタイについて、大規模災害に関する重要な法制度を紹介する。このうち英連邦諸国は、緊急権の問題を中心に紹介した。これら諸外国の事例が、我が国の緊急時の災害対応体制の検討に際し参考となれば幸いである。

なお、本特集を取りまとめるにあたっては、緊急事態法制に関する基本的な認識を共有するため、当該問題について詳しい富井幸雄氏(首都大学東京法科大学院教授)にカナダの緊急事態法に関する講演をお願いし、貴重な情報と調査への示唆をいただくことができた。この場を借りて心から感謝を申し上げる次第である。

平成24年3月

植月 献二